

公立病院改革プランの策定について

総務省「公立病院改革ガイドライン」

【公立病院改革プランの策定】

ガイドラインを踏まえ、20年度内に「改革プラン」を策定
既存計画がある場合は、ガイドラインを踏まえた必要な修正を加えること
で、「改革プラン」の位置づけ可

〔1〕経営効率化(対象期間:3年程度)

(A)財務に係る指標と数値目標

目標数値は、個々の病院の状況に応じて設定

＜目標数値の例＞

- ・**経常収支比率(必須)** 23年度までに100%を達成
- ・**医業収支比率** " 95%を達成
- ・**職員給与費比率(必須)** " 52%を達成
- ・**病床利用率(必須)** " 80%を達成
- ・**不良債務** 23年度までに解消
- ・**年間資金収支** 21年度までにプラス転換

(B)公立病院としての医療機能に係る指標と数値目標

＜例＞1日平均患者数、平均在院日数、臨床研修医数 など

(C)目標達成に向けた具体的な取組、各年度の収支計画等

- ＜例＞
- ・経費削減・抑制対策
医薬品・診療材料等の在庫削減 など
 - ・収入増加・確保対策
未収金の管理強化 など

公立病院改革プラン

府立病院機構「中期計画」 (平成18～22年度)

(a)財務に係る指標と数値目標

- 経常収支比率、医業収支比率**
21年度計画で目標値を設定(21・22年度)
- 職員給与費比率**
21年度計画で目標値を設定(21・22年度)
- 病床利用率**
中期計画の目標値(21・22年度)

(b)医療機能に係る指標と数値目標(任意)

- 紹介率**
中期計画の目標値(21・22年度)

(c)数値目標達成に向けた具体的な取組等

- 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上
中期計画をもとに年度計画で具体化
＜例＞紹介率の向上 など
- 業務運営の改善及び効率化
中期計画をもとに年度計画で具体化
＜例＞SPD導入、未収金対策 など

■18年度に地方独立行政法人化し、5つの病院を1法人に経営統合済み
※府域における再編・ネットワーク化については、別途、大阪府において「公立病院改革に関する指針」を策定済み

■中期計画に基づき、地方独立行政法人法の趣旨に沿って、運営費負担金を確保
■総務省の定める基準に基づき、救急医療等の行政医療及び高度医療等の不採算医療にかかる経費、建設改良費及び長期借入金等元利償還金を対象に、府において算定

■地方独立行政法人にかかる評価制度を活用し、府評価委員会における点検・評価を「ガイドライン上の点検・評価」とする。

目標化

平成21年度
年度計画

「プランの概要」
府→総務省報告

【参考】今後のスケジュール

- 21年度計画の策定
・3/25 臨時理事会 計画決定
*「プラン」位置づけ等
- 評価委員会
・3/18 評価委員会
*「プラン」位置づけ等
- 総務省へ報告
・3/下 府から「プランの概要」を報告
(総務省で公表)

〔2〕再編・ネットワーク化

二次医療圏等の単位での経営主体の統合

〔3〕経営形態の見直し

地方公営企業法全部適用、独法化、指定管理者制度、民間譲渡

〔4〕一般会計負担の考え方

一般会計等が負担すべき経費の範囲についての考え方

〔5〕点検、評価、公表等

プランの策定状況を概ね年1回以上点検・評価・公表
学識経験者等の参加する委員会等に諮問し、評価の客観性を確保
既存の点検・評価組織がある場合、「ガイドライン上の委員会」の位置づけ可